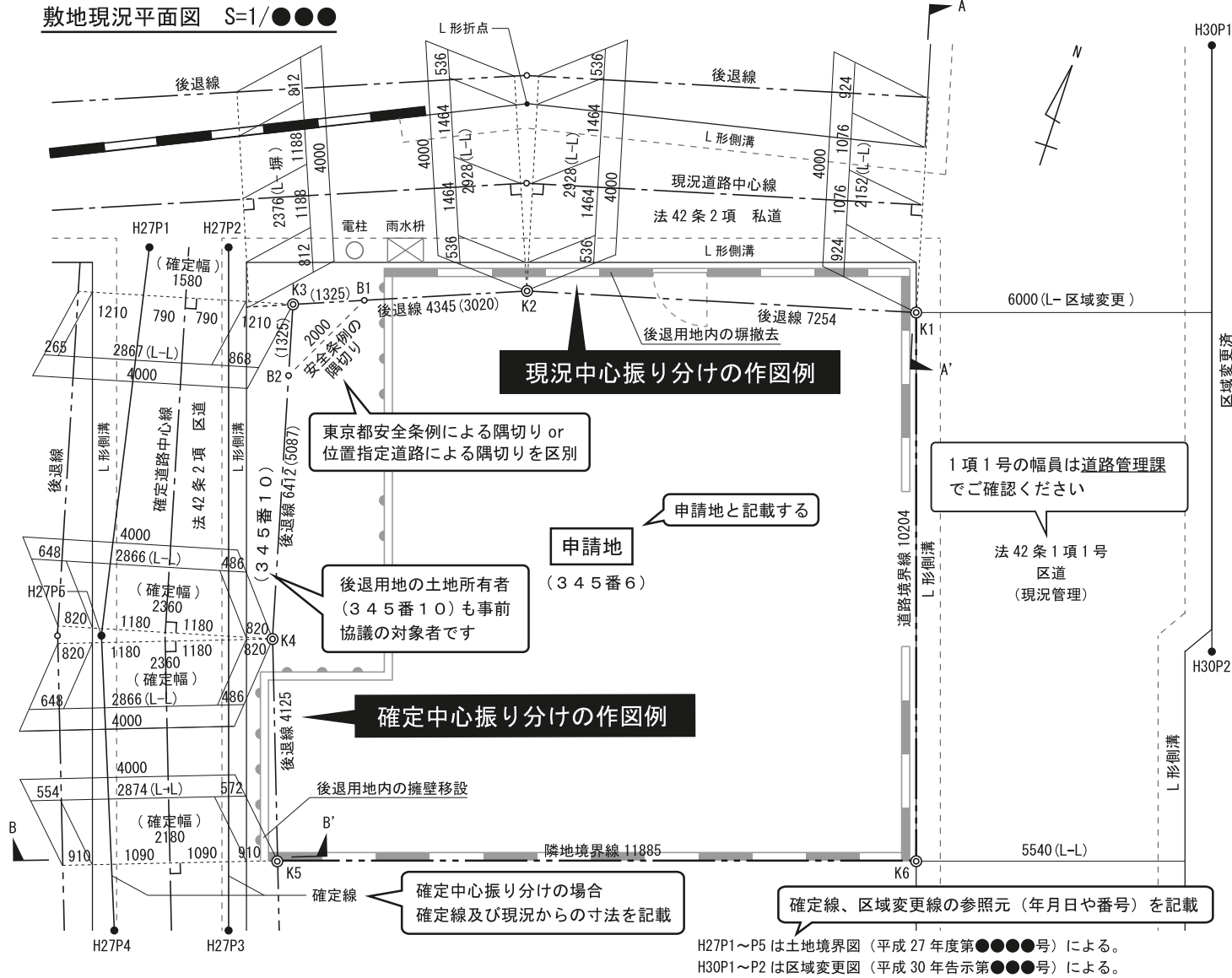


狭あい協議用図面の作図例

現況中心振り分け、確定中心振り分けの作図例

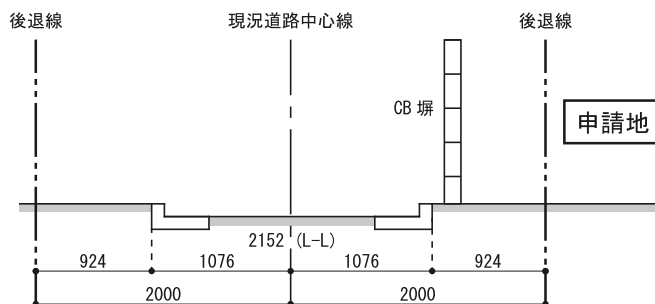
図面は A3 または A4 サイズで作成
認識しやすい縮尺 (1/100 以上推奨)
で作成してください。
必要に応じて拡大図等をご用意ください。

敷地現況平面図 S=1/●●●●

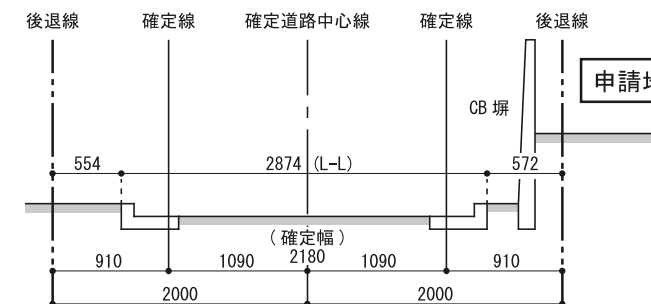


狭あい道路ごとに
1断面ずつ敷地端部で作図

A-A' 横断面図 S=1/●●●● 現況中心振り分けの作図例



B-B' 横断面図 S=1/●●●● 確定中心振り分けの作図例



下記項目をご確認の上、協議用の図面を作成してください。
記載事項に過不足が生じている場合、図面を修正していただく必要があるため協議に時間がかかります。あらかじめご了承ください。

基本情報		項目	記入例・備考	チェック欄
1	A3 または A4 サイズで作成		A2 サイズ不可、縮尺 1/100 以上 (推奨)	<input type="checkbox"/>
2	側溝、塀、擁壁、生垣、柵、電柱		建物、レベルは記載しない	<input type="checkbox"/>
3	後退用地及び敷地の地番		当該地の所有者等を事前協議の申請者とする	<input type="checkbox"/>
4	建築基準法の道路種別		法 42 条 1 項 1 号、法 42 条 2 項等	<input type="checkbox"/>
5	管理区分		国道、都道、区道、区管理道路、私道等	<input type="checkbox"/>
6	道路中心線		現況道路中心線、確定道路中心線等	<input type="checkbox"/>
7	後退線		申請地の間口長さ記載	<input type="checkbox"/>
8	隣地境界線		隣地境界線の長さを記載	<input type="checkbox"/>
9	道路境界線 ※後退のない道路の境界線		道路境界線の長さを記載	<input type="checkbox"/>
10	隅切り		() 内に二等辺の長さ記載 隅切りの区別を記載 ※敷地面積算入の可否は協議時に要確認	<input type="checkbox"/>
寸法				
1	寸法線		斜めに寸法線を引き出して寸法記載	<input type="checkbox"/>
2	記入位置		敷地端部、折点に記載	<input type="checkbox"/>
3	現況幅員、現況からの後退幅		現況をおさえている位置を記載 (L- 塀、L-L 等)	<input type="checkbox"/>
4	確定幅、確定線からの後退幅		確定中心振り分けの場合に記載	<input type="checkbox"/>
その他				
1	確定線 (土地境界図より復元)		確定中心振り分けの場合等に記載	<input type="checkbox"/>
2	区域変更線 (区域変更図より復元)		区域変更が行われている場合に記載	<input type="checkbox"/>
3	図面の参照元		土地境界図、区域変更図の情報を記載 図面は道路管理課で取得して下さい	<input type="checkbox"/>
4	横断面図 (狭あい道路ごとに 1 断面ずつ)		敷地端部で作図 道路の構造や中心線の根拠となる現況や確定線を記載 後退用地内の工作物等を記載	<input type="checkbox"/>

※協議に応じて上記項目以外の修正をお願いすることがあります。

求積表 三斜求積の場合、求積図も作図してください

有効宅地				隅切					
	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn(Xn+1-Xn-1)	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn(Xn+1-Xn-1)	
K1					K3				
K2					B1				
K3					B2				
K4									
K5									
K6									
合計 (倍面積)					合計 (倍面積)				
合計面積				m ²	合計面積				m ²

表面のチェックリストを合わせてご確認ください。

対面に後退済み敷地がある場合の作図例

※対面が後退済みの敷地であっても、後退方法が異なる場合があります。



一方後退（私道）の作図例

一般的に私道の場合は、拡幅工事で設置されたL形側溝（又は縁石）から一方後退となります。

申請地
(345番6)

一方後退（公道）の作図例

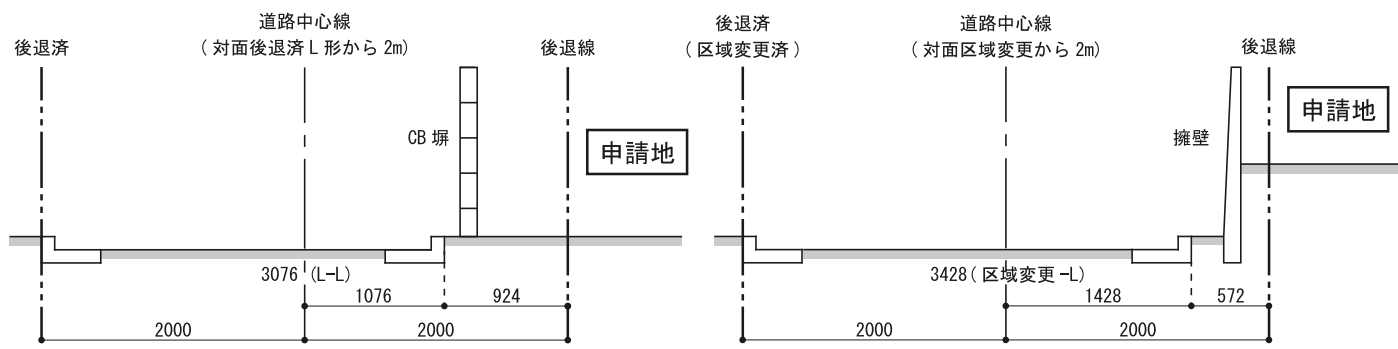
一般的に公道の場合は、狭あい道路拡幅整備事業による区域変更が行なわれていれば、測量点（P点）を結んだ区域変更線から一方後退となります。

区域変更線の参照元（年月日や番号）を記載

R03P1～P3は区域変更図（令和3年告示第●●●号）による。

A-A' 断面図 S=1/●●●

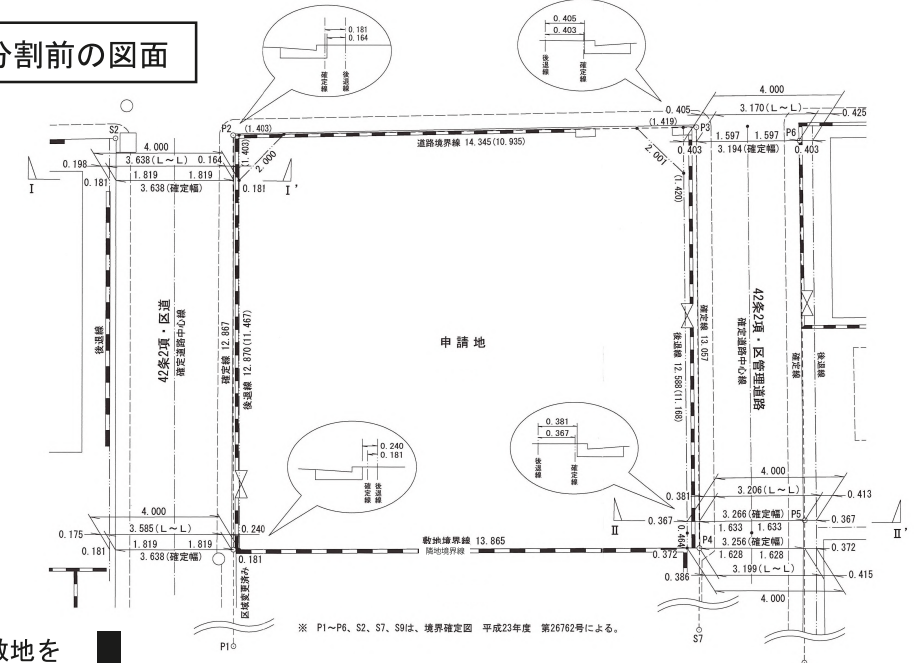
B-B' 断面図 S=1/●●●



**協議済の敷地を分割した場合
協議の変更手続き又は新規の協議が必要です**

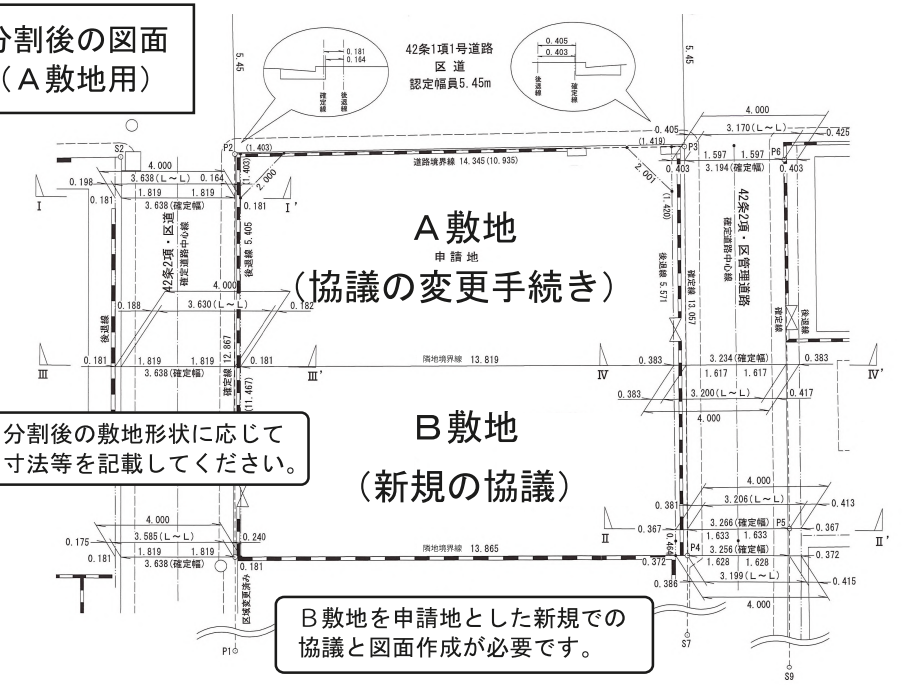
変更申出書の提出に先立ち、現況平面図等の事前チェックを行っています。
担当までお問い合わせください。

分割前の図面



敷地を二分割

**分割後の図面
(A敷地用)**



分割後の敷地形状に応じて寸法等を記載してください。

B敷地を申請地とした新規での協議と図面作成が必要です。

協議済通知書の原本（コピー不可）をお持ちの場合は、分割後の一つの敷地（例 A敷地）は協議の変更手続き、残りの敷地（例 B敷地）は新規の協議となります。

※変更が行えるのは一つの敷地のみ

協議済通知書の原本をお持ちでない場合や、新規の協議をご希望の場合は、A敷地B敷地ともに新規での協議となります。